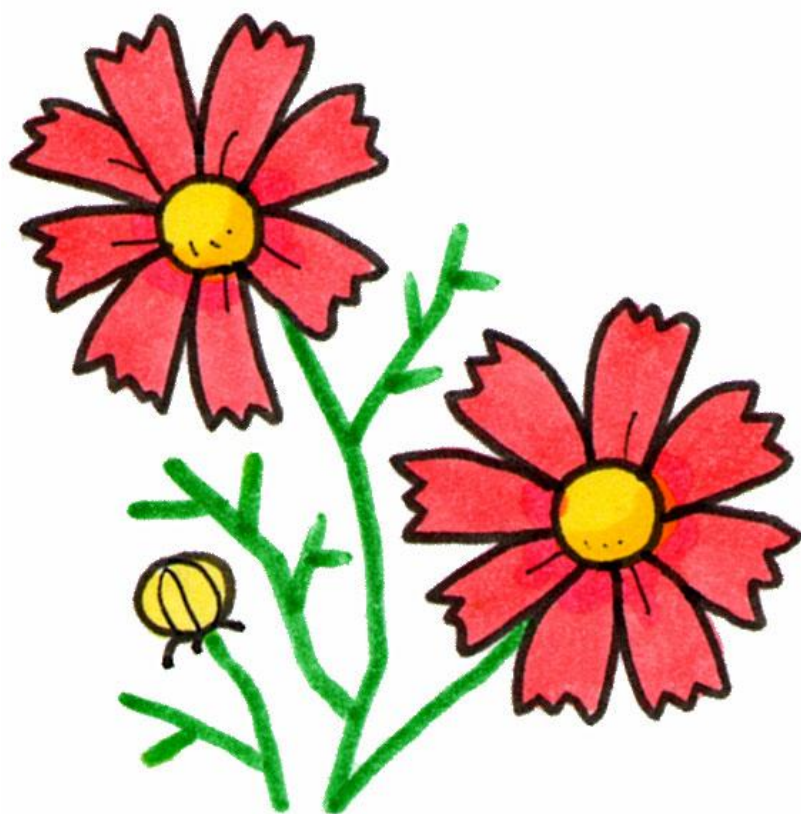


令和8年度
いじめ防止基本方針



大穂学園つくば市立要小学校

大穂学園『いじめ等防止基本方針』

平成27年2月10日策定

◎ いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、

全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない」という共通認識にたち、全校児童生徒がいじめのない学校生活を送ることができる

ように、「いじめ等防止基本方針」を定める。いじめの基本認識は、下記のとおりである。

【いじめの基本認識】

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは人権侵害行為である」という強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下のポイントである

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じるとともに、再発防止に努める。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童生徒に理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 児童生徒の、心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省みいじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・ 児童生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・ 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 『つくば市いじめ防止基本方針』の周知徹底を図る。
- ・ 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動によりいじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提

供し、意見交換する場を設ける。

- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

Ⅱ 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気付き～

○日々の観察

- ・教職員が児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問、電話ら連絡等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、3か月に1回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

Ⅲ 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・複数職員で当事者双方、周りの児童生徒から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童生徒の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめた児童生徒に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童生徒の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

Ⅳ ネット上のいじめへの対応

○啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、授業や個別指導にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童生徒や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

○校内『いじめ等防止対策委員会』の設置と定期的開催

- ・校内のいじめ等防止対策委員会の設置を行い、定期的に開催する。また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。

○いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童生徒理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

問題行動発生時の基本的な構え

これを大切にして、生徒指導の推進を…

- ① 問題行動への指導は、担任ひとりで抱え込まず、学年、学校全体であたる。そのため、日常的に情報交換を行い、授業中はもとより休み時間の児童の動きやトイレ等の環境に気を配りながら学年や全校が協働して児童生徒理解に努める。
- ② 適切な指導は正確な情報収集があつて初めてできるものである。複数の児童生徒が関与している場合には、複数の職員で、場所を変えて同時に個々に事実確認をする。また、問題行動に至った背景（人間関係・学業・家庭環境等）も把握し、本人に寄り添うとともに、なぜいけないのかを説諭し、許されないことは毅然とした態度で指導する。
- ③ 問題行動への指導は、児童生徒が自分の生活を見つめ直し、新たな目標をもって新たなスタートを切る良い機会である。また保護者に学校の思いを理解してもらう機会でもある。定期的に評価を入れながら今後のがんばりを応援していく立場で指導していく。
- ④ PTA 総会や学年・学級懇談等で、問題行動に対する学校の基本的な対応・姿勢を保護者に説明し、理解を得ておくようにする。
- ⑤ 十分な反省ができず、なかなか行動が改まらない場合は、保護者の協力のもと、関係機関と連携しながら指導に当たる。
- ⑥ 特別な支援が必要な児童生徒をかけがえのない学級の一員だと位置付け、支えられる学級づくりを担当自らが心がけていく。
- ⑦ 問題行動は、その場その場で的確な指導をし、指導のタイミングを失わないようにする。その日の問題はその日のうちに処理し、その日のうちに新たな方向を生み出すことを原則とする。保護者に対してもその日のうちに事実や指導の方向性を説明する。
- ⑧ 次の問題行動については、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事等に報告し、対策を協議する。他については、学年で連絡しながら指導して報告する。
 - ・人命や人権を著しく傷つける行為
 - ・触法行為
 - ・学校の秩序を乱す行為
 - ・他学年にまたがる行為
 - ・その他、著しく悪影響を及ぼすと考えられる行為
- ⑨ 問題行動が発生した場合、当事者への指導のみに終わらない。必要に応じて、緊急学年または全校集会を開き、周りの児童生徒への指導も丁寧に行う。他の児童生徒がマイナスの方向へ流れないように指導する。
- ⑩ 問題が発生した場合には、つくば市教育委員会学び推進課へ第一報を入れる。その後、担当指導主事と相談する中で、必要に応じて文書にて「事故報告書」を提出する。ただし、これは教頭が担当する。

大穂学園つくば市立要小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「つくば市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「大穂学園いじめ防止基本方針（以下「大穂学園の基本方針」という。）を策定いたしました。

いじめの防止等の取組を円滑に進めていくことを目指し、すべての児童の健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱としています。

今後、この「大穂学園の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本学園・本校に係る皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和 8 年 4 月

大穂学園つくば市立要小学校長

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本学園では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（2）いじめの禁止

法第 4 条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

（3）こどもの健やかな成長のためのサポート

例えば、居場所づくり、いじめ対策など（こども基本法「こども施策」より）

（4）教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の 5 点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。

イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめは何かについて常に意識する。

ウ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気づきにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本学園・本校の取組目標とする。

ア 未然防止への取組の徹底

イ 早期発見への取組の徹底

ウ 早期解消・再発防止への取組の徹底

エ 関係機関との連携の徹底

オ 教職員研修の充実の徹底

2 「要小いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、事案に関わる担当職員、スクールカウンセラー

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

ア 学園・学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること

オ いじめの相談窓口として相談を受けること

カ 教職員研修の企画、立案に関すること

キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

(7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止のための取組

児童の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、学級活動や道徳

児童が友達と関わりながら、自らの行動を選択し、自己決定力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力）を高め、いじめに向かわない態度を育成する。

また、意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考え行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

(ア) 授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、児童同士が協働して活動する場を設け、児童の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）を醸成し、共感的理解（その人そのものを理解すること）を深める。

(イ) 学級での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫し、児童同士の絆を深めて、かつ社会性を育み、いじめの起こりにくい学級の雰囲気をつくりだす。

(ウ) 障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

イ 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会、学校行事並びに部活動の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他から認められる体験を通して、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

(ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童と関わる経験を積むことにより自己有用感を高める。

(イ) 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会活動や委員会

活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 教育相談と個別面談

日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員に相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童との個別面談の実施や、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

(ア) 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。

(イ) 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

(ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。

(エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

(オ) 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下の（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな変化であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等、積極的な関わりをもち、的確に状況の把握をする。

(ア) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

(イ) 朝の会等で、いつもより元気がない。

(ウ) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。

(エ) 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

(オ) 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

オ 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

キ 校内フリースクールの充実

校内フリースクールを設置し、教室に行けない、または、教室に居づらいと感じる児童が、自分のペースで学習したり、過ごしたりできる居場所づくりに努める。

(2) 早期発見のための取組

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア 学校生活アンケート等による調査

いじめに関するアンケート調査を月に1回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。いじめの認知件数が極めて少なかった場合には、認知漏れがないことを確認する。

イ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ相談しやすい関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、インターネットを活用した「先生あのね」、つくば市相談センターやいじめ悩み相談対応室、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、随時、「いじめの防止対策委員会」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、保護者の思いに寄り添った支援、連携をして対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。
また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、つくば市いじめ防止特別委員会と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする。一方で、治療的な意図のもと、加害者の心情を聞き、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、連携して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

オ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめによる重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。市長が検証を行う必要があると認めた場合、学校はつくば市いじめ問題専門委員会に積極的に資料を提供するとともに、その検証の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「市の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等で聞き取り調査等を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践

力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6-1 重大事態への対処（学校）

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 発生報告

学校は、重大事態が発生した旨を重大事態であると判断した根拠と共に、それまで把握したすべての事実を速やかに学び推進課を通して市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。いじめの重大事態の調査に関し、調査が学校の教育活動への影響が考えられる場合や、いじめに関わる加害児童及び被害児童、並びに両者の保護者等の調査に対する理解や同意が得られない場合には、市教育委員会が、つくば市いじめ問題専門委員会に調査を求める。学校は、重大事態に至った経緯や解決が困難な理由や解決策等についての調査に協力する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に

努める。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

6-2 重大事態への対処（市教育委員会）

教育委員会に当該校から重大事態と判断できるいじめが生じたという報告があった場合、教育長は教育局の幹部と協議し、調査主体を学校にするかを決定した上で市長に報告する。教育委員会は担当の指導主事を当該校に派遣し、いじめ早期解消のために指導助言する。

- (1) いじめの重大事態の調査に関し、調査が学校の教育活動への影響が考えられる場合や、いじめに関わる加害児童及び被害児童、並びに両者の保護者等の調査に対する理解や同意が得られない場合には、つくば市いじめ問題専門委員会に調査を求め、重大事態に至った経緯や解決が困難な理由や解決策等について多面的に調査する。
- (2) いじめ問題専門委員会は直ちに聞き取り調査やアンケート調査などを行い、いつ誰から誰に対して行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか問う、事実関係をくわしく調査し、調査の結果を速やかに報告書にまとめる。
- (3) いじめ問題専門委員会は、調査によって明らかになった事実を報告書にまとめる前であっても、いじめの早期解決に役立つと判断した場合には、関係者に提供することができる。
- (4) いじめ問題専門委員会は、調査報告書を直ちに教育長に提出し、教育長はその内容を直ちに市長に報告する。
- (5) いじめ重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織整備等の平時からの備えについて適切に実施できているかなどの点検の実施に努める。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5つに関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- ア 児童の自己指導能力を高めることができた。
- イ 児童の自己有用感を高めることができた。
- ウ 児童の規範意識を高めることができた。
- エ 教職員が児童と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。（重大事態があった場合）
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学園・学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

要小学校 いじめ防止等に係る取組：年間活動計画

	学校行事	学校としての取組	教育相談 生徒指導部会	児童の活動
4	・始業式 ・入学式	・職員研修 ・学校生活アンケート	○いじめ等防止対策委員会 ※原則月1回開催 ・学年状況共有 ・課題対策検討	・1年生を迎える会 ・学校生活オリエンテーション
5		・職員研修 ・学校生活アンケート		
6		・学校生活アンケート		・あいさつ運動 ・いじめゼロフォーラム
7	・保護者面談 ・大掃除	・夏休みの過ごし方 指導 ・学校生活アンケート ・学校評価アンケート		
8				
9		・学校生活アンケート		
10	・終業式 ・始業式 ・運動会	・学校生活アンケート		
11	・学年行事	・学校生活アンケート		・あいさつ運動
12	・保護者面談 ・大掃除	・冬休みの過ごし方指導 ・学校生活アンケート ・学校評価アンケート		
1		・学校生活アンケート		
2	・授業参観 ・学級懇談	・学校生活アンケート		
3	・卒業式 ・修了式	・春休みの過ごし方指導 ・学校生活アンケート		